

秦漢爵制に関する一考察

楠山修作

一 はじめに

私は、本年報の前身である『東洋文化年報』12号に「女子百戸牛酒について」なる小論を寄せて、漢代に賜爵の対象となったのはすべての男性であったとする西嶋定生氏の説に異を唱え、それは戸主である成人男性であったという考えを提出した。それに伴って、「女子百戸牛酒」の「女子」をすべての女性と解する西嶋氏の説をしりぞけ、賜爵された戸主の妻である成人女性であったと考えた。

「女子百戸牛酒」の「百戸」は、西嶋氏がいみじくも喝破されたように、秦漢時代の集落の最小単位である里である。この里共同体に対して牛酒が下賜されたという

ことは、一方で、爵もまた里共同体に対して下賜されたであろうことを予想させるものである。この重要な事実については後に触れる。

ところで秦漢の人民がなぜに爵なるものを欲したのであろうか。言い換えれば、爵にはいかなる特権が付随していたのであろうか。この疑問に対する一つの解答を示そうとしたのが本稿である。識者の御教示をお願いしたい。

二 爵に伴う特権

西嶋氏によれば、「従来の研究によって知られている漢代有爵者の特権は、(1)封邑授与、(2)復除、(3)刑罰減免の三者である。」

このうち封邑授与については、「列侯および関内侯に限定されるものであって、第十八級大庶長以下の事例がなく、まして第八級公乘以下の民爵所持者には関係のないことであった。」

つぎに復除については、『漢書』高帝紀五年夏五月の条に、「七大夫に非るより以下は皆な其の身及び戸を復して事とする勿れ」とあり、漢初には低爵者にも復除の

恩典があったが、これはいわば臨時の措置であり、恒常的に低爵者に対する復除の恩典があったことを示すものではない、と西嶋氏は考えられた。

このように、「封邑授与ならびに復除がともに民爵所持者には関係のないことであつたとすると、これまで知られている漢代における民爵所持者の特権は刑罰の減免ということのみとなる。」

そこで西嶋氏は、刑罰減免を示すと考えられたいくつかの例を挙げた後、「以上の諸例によってみれば漢代には有爵者の特権として刑罰減免ということが実際行われていたことは明らかである」と結論付けられた。氏は、『礼記』曲礼の「礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」という有名な句を引いて、刑罰減免は周爵（五等爵）に内在した爵の本質的機能の一面として理解されるべきものであると把握されている。

しかし、氏は次のように述べて、刑罰減免は民爵賜与の第一義の目的ではなかったとされた。

このように刑罰減免の特権があるとすれば、漢代のごとく広汎に民爵賜与が行われているばあいには、それは庶民に対して刑罰減免の特権を広汎に賦与すると

いう結果になるものであり、そのことはいわば庶民をして罪に対する意識を軽減させるものとなり、逆説的にいえば普遍的に施行された民爵賜与によって庶民に罪をすすめるものともなりかねないのである。

従来考えられていた漢代有爵者の三つの特権のうち、刑罰減免の存在のみを認められた西嶋氏は、しかし、それをしも民爵賜与の第一義的なものではない、と主張される。それではなぜ漢代の庶民が爵なるものを欲しがったのであろうか。氏は、従来なされてきた研究は、「これが君主から与えられるがゆえに尊厳なる性格をもつ、という理解の仕方であり、（中略）それも一方的に君主から与えられるものであるがゆえに爵に価値がある、という理解の仕方であった」と批判され、「爵が庶民にとって貴重なものとされたのは、ただそれが支配者として君臨する皇帝より賜与されたものであるということのみよるのではなく、爵をもつということによって彼等がなんらかの実効を得ていたからである、と考えざるをえない。」と述べておられる。正しい態度というべきであらう。

しかるに、西嶋氏は、爵と里とが密接な関係をもつと

いうことを強調されるあまり（そのこと自体は誤りではないが）、爵が里の秩序を規制したことを示す事例として、『晋書』庾峻伝所載の庾俊の上言の中の「閭閻は公乘を以て其の郷人を侮る」という表現を引き、民爵賜与の第一の目的は里内の秩序維持にあった、という結論を導き出された。

このような結論は、氏自身が提出された、爵を有することが庶民にとってなんらかの実効（得）を得ていたという理解に大きく背反するものであるといわなければならない。賜爵の目的を秩序の維持にあるとする氏の考え方に対する批判は後述する。

結局、漢代の庶民の賜爵に伴う特権は、西嶋氏の考証では刑罰の減免に尽きると解するべきであろう。しかし、はたして賜爵に伴う刑罰減免という特権は実在したのであるか。この疑問に明解に答えられたのは富谷至氏である。⁴⁾

諸先学が指摘してきた爵にそなわる刑罰減免とは、富谷氏によれば、「ある一定の爵を所有している者ならば、原則として特別の司法・行政的措置、もしくは詔に代表される上からの指示がなくても、自動的に所有している爵でもって刑罰を減免させる権利がある」と解すべきで

ある。氏は、そのような事例として挙げられた文献史料を仔細に検討された結果、一つとして刑罰減免の特権を実証する確実な例はなかった、と報告されている。ただ、二十等爵制の最高位である列侯のみが例外的に削爵による刑減免が行われていたに過ぎないのである。

富谷氏の精緻な考証に基づけば、西嶋氏の挙げられた漢代有爵者の三つの特権はすべて否定されたことになる。それでは、有爵者の有する特権とは何であったのであろうか。節を改めて論ずることにする。

三 二十等爵制の再検討

『漢書』百官公卿表に二十等爵制を述べて

爵、一級曰公士、二上造、三簪袅、四不更、五大夫、六官大夫、七公大夫、八公乘、九五大夫、十左庶長、十一右庶長、十二左更、十三中更、十四右更、十五少上造、十六大上造、十七駟車庶長、十八大庶長、十九関内公、二十徹侯。皆秦制。

とある。この表を見て注意すべきであると思われる諸点

を次に挙げる。

(一) 皆秦制(みな秦の制なり)。すなわちこの爵制は秦の制度を継承したものであった。

(二) 一級の公士が最下位であり、順次昇級して最高位の徹侯に至るといふ仕組みになっている。ただし庶民のもらえる爵(民爵)は八級の公乗までであり、九級の五大夫以上は官爵である。しかし、従来の研究ではこの間に截然と線を引き、越えられないかのように解してきた傾向があるのは問題であろう。

(三) この二十等爵制に関する記載が、ほかでもなく、百官公卿表に含まれていることは見逃がせない。これは、爵位というものが官位と密接に結びついている、と認識されていたことを物語る何よりの証左であろう。右の三点について以下順次述べてゆく。

(一) 「皆秦制なり」について。

『漢旧儀』に

漢承秦爵二十等、以賜天下。爵者、祿位也。

とあり、漢爵が秦爵を踏襲したことを述べている。『漢書』高帝五年夏五月の詔に

爵或人君、上所尊礼。久立。吏前曾不為決、甚亡謂也。異日、秦民爵公大夫以上、令丞与凡礼。今吾於爵、非輕也。吏独安取此。

(爵は或いは人君にして、上の尊礼するところ。立てて既に久しい。それなのに吏がいつまでも決着をつけないでいるのは、はなはだ筋の通らないことである。かつての秦では、爵公大夫以上であれば、令・丞と対等の礼をとっていた。いま私は爵位を軽んじていないのに、吏独りがどうして此のような対応を取るのだろうか。)

とあり、過去の秦において有爵者が尊敬されたことを述べ、漢もこれに倣うべきことを強調している。

秦制ときいてすぐに想起されるのは、前四世紀に孝公に認められて新しい制度を創出した、かの商鞅の変法である。『史記』商君列伝によると孝公は変法を始めるに先立って商鞅を大庶長にしているが、変法以前に秦において爵制がしかれていたか否かは定かではない。しかし、漢爵につながる秦爵は商鞅のときに創り出されたもので

あろう。⁵⁾

商鞅の第一次変法に

有軍功者、各以率受上爵。

(軍事上の功績ある者は、各々その割合に応じて上級の爵位を受ける。)

とあり、この条は『荀子』議兵篇に

(秦人) 使天下之民、所以要利於上者、非闕無由也。

苦而用之、得而後功之。功賞相長也。五甲首而隸五家。

とあるのと相応じるものであろう。⁶⁾ また列伝に

明尊卑爵秩等級、各以差次。名田宅臣妾衣服、以家

次。

(爵秩の等級の上下を明らかにして、各々その順序を立て、

田宅・臣妾・衣服を占有させるには、その家の爵位の順序に

応じて、等級を越えないようにする。)

とあり、これは『商君書』境内篇に

能得甲首一者、賞爵一級。益田一頃。益宅五畝。乞庶子一人。乃得入兵官之吏。

(甲首一級を得ることができた者には、爵一級を賞として与え、田一頃を益し、宅五畝を益し、庶子一人をめしかかえさせ、兵官の吏に入ることができるようにさせる。)

とあるのと相応じるが、後者の方がより詳しく具体的にである。

このほかに商鞅の法律に言及したものととして『韓非子』定法篇に

商君之法曰。斬一首者、爵一級。欲為官者、為五十石之官。斬二首者、爵二級。欲為官、為百石之官。官爵之遷、与斬首之功相称也。

とあり、爵位を得ることが官位を得る道であることが示されている。

実をいうと、これらの商鞅の爵制については、すでに西嶋氏に論述があり、私はただ氏の高説をなぞっているにすぎない。氏は、「商鞅爵制における特権」なる項を設け、結論として、

商秩爵制においては、賜爵が単に爵級を授与するということにとどまらず、具体的な褒賞を伴うものであり、その褒賞の内容は(1)田宅給与、(2)庶子役使、(3)仕官資格授与の三点であったといえよう。

と述べておられる。妥当な解釈であると考えられる。

しかるに氏はせっかく成し遂げた自身の正しい解釈を捨てて、「周爵も秦爵も、爵制自体のもつ理念はともに求心的な秩序の実現にあったと考えるべきなのである」とされ、自らの検討の結果、「商秩爵制にみられる有爵者の具体的な特権は、爵そのものの本質的な機能とは直接的には関係のないものであるということが判明した」と結論付けられた。

西嶋氏の爵制理解には、爵というものは、まず秩序維持なり身分形成なりのためにのみ存在するという、いわば爵を与える側の上からの観点が優先されて、それを受ける(授与される)側の下からの観点が見事に欠落しているように思われる。そこから、百官公卿表の「秦制なり」という記述も無視されているようである。賜爵によって庶民が喜びを見出すということが、氏の解釈からは、残念ながら出てこないように受け取れるのである。

すぐれた改革者はまたすぐれた心理学者でもある。商秩は、賜爵とそれに伴う特権を与えたからこそ、その改革に成功したにちがいないと考えられる。漢代の爵制もなんらかの点において、商秩爵制のもつ爵に伴う褒賞なり特権なりを継承して具備していたのではなからうか。次節ではこのことについて考えてみたい。

四 賜爵の有資格者と無資格者

賜爵される資格を有する者とは、すでに述べたように、里共同体の一員で、かつ妻帯している良民であり生業は農業であった、と考えてよいであろう(未成年者で父の後を継ぐ者が含まれることもあったが、いまはしばらく措く)。里共同体には、それぞれの専用の土地が保有され、賜爵の有資格者が農業を営むための耕作地が保証されていたはずである。

賜爵される資格を欠く者は多種多様である。まず、奴隸(臣妾・奴婢)が挙げられる。ついで「七科の讎」に数えられた次のような人人が挙げられる。

(1) 吏の罪を犯したものの、(2) 戸籍より脱漏しているもの、(3) 婿養子となっているもの、(4) 商人、(5) かつて商

人であったもの、(6)父母が商人であったもの、(7)祖父母が商人であったもの。

このほかに医者・工員も賤民とされて賜爵の対象から除外されていた。

これらの賜爵から疎外された人々の中でもっとも目立つのは商人である。商君列伝に

大小僂力、本業耕織、致粟帛多者、復其身。事末利、及怠而貧者、挙以為收斂。

とあり、農耕・紡織を本業として穀物・繊維を供出することが多い者には労役を免除するが、末利すなわち商工業に従事したり、農業を怠けて貧しい者は、調べあげて妻子などを官奴隷とする、と定めているのである。

劉邦が漢王朝を開いたときも抑商政策を採用したことは、『史記』平準書に

天下已平。高祖乃令賈人不得衣絲乘車。重租稅以困辱之。

とあり、商人が絹をまったり、車に乗ることを禁じた

上に、租税を重くして彼らを困らせている。

右の文に続けて平準書に

孝。惠。高。后。時。為。天。下。初。定。復。弛。商。賈。之。律。然。市。井。之。子。孫。亦。不。得。仕。宦。為。吏。

とあり、恵帝・呂後の治世には、世の中が安定してきたので抑商政策をゆるめたが、それでも、商人の子孫が仕官して吏になることを禁じていた、と明記している。別の側面から観れば、商人ならぬ有爵者は、仕官を望めば吏となる権利を有していたということになるであろう。

武帝の治世に入って、北辺で匈奴と戦端を開くに及んで、物資が不足してきたために、「物を入るる者は官に補し、貨を出す者は罪を除く。選挙陵遅し、廉恥相冒す」と平準書に記されている。「選挙」とは官吏の任用法のこと、これが衰退してきたというのである。

司馬遷は、有爵者のみを仕官権所有者として、商人などを排除する官吏任用法を正しいものと信じていた。そして、その正しいと信じる任用法を「吏道」とよんでいる。平準書に、武功爵を制定したのちのこととして、

諸買武功爵官首者、試補吏、先除。千夫如五大夫。其有罪又減二等。爵得至樂卿。以顯軍功。軍功多、用越等。大者封侯卿大夫、小者郎吏。吏道雜而多端、則官職耗廢。

とあり、武功爵を買う者が官吏とされ、吏道が粗雑になったことを慨嘆している。

また、塩鉄が専売にされたために

使孔僅・東郭咸陽乘伝、举行天下塩鉄、作官府。除故塩鉄家富者為吏。吏道益雜不選、而多賈人矣。

というような結果を招いて、商人が官吏に採用されたことを嘆いている。

平準書には、別に

入財者、得補郎。郎選衰矣。

とあり、財力にものを言わせて郎官に補せられることもできたため、郎の選挙が衰退した、と指摘している。

以上、平準書に拠って、商人が財力によって官吏とな

ることを得たことを述べてきた。しかし、これらは、本来、官吏採用に有りうべきことではなく、爵保有者のみを官吏とするという原則を歪曲したことを司馬遷が強く批判しているのである、と認めなければならぬ。「冗長な筆を弄してきたが、漢代の有爵者は、官吏となる資格を所有した者であり、したがって、賜爵されるということは任官権を取得したと言ってよいのである。さてこそ牛酒をもって、里社を祭り、群飲して里をあげて祝ったのであろう。

五 二十等爵制の連続性について

この節は既述の(二)民爵から官爵に至る道ならびにいわゆる民爵所有者が下級官吏になりえたことについて述べる。二十等の爵は、一つの階梯をなしており連続したものであると考えなければならない。つまり、民爵と官爵を分けることを強調するあまり、民爵から官爵へ至る道を閉ざしてしまつてはいけぬのである。

漢代の官吏登用法に関しては、福井重雅氏の労作があり、まずこれに拠るべきであろう。

氏によれば、漢代の官吏登用には、「選挙」と「辟召」

の二途がある。

このうち前者の選挙とは、原則として三公・九卿・刺史（州牧）・太守・国相などの中央や地方の長官が、所轄官庁や任地の官僚ないし庶民を対象として、彼らの中から一定の資格に該当する人物を選出し、挙用する制度をいう。（傍点は筆者）

ただし、「選挙」ということは「郷举里選」に由来するが、この四字は漢代の史籍にはほとんど出て来ない。ゆえに氏は、「選挙」よりも「察举」の語を使用する方が適当であるとされている。

漢代の察举は、賢良・方正と孝廉と博士弟子の三科に分類される。このうち孝廉は「地方の郡や州の選衡を母胎として、当該地方に所属する下級官僚や一般庶民を選抜し、就官させる制度である」。

こうしてひとたび官位に就けば、

圖表 XIV 漢代の二十等爵と官秩・女官との對比

爵級	爵 稱	官位秩祿	女官稱號
	(諸侯王)	(丞 相)	昭 儀
20	徹(列)侯	上 卿	婕 妤
19	關 内 侯	中二千石	嫪 娥
18	大 庶 長		
17	駟車庶長		
16	大 上 造	眞二千石	倅 華 人
15	少 上 造	二 千 石	美 人
14	右 更		
13	中 更	千 石	八 子
12	左 更	千 石	充 依 子
11	右 庶 長	八 百 石	七 良 子
10	左 庶 長	八 百 石	八 使 人
9	五 大 夫	六 百 石	長 少 使
8	公 乘	四 百 石	五 官 使
7	公 大 夫	三 百 石	常 涓
6	官 大 夫	二 百 石	順 涓
5	大 夫	百 石	無 涓
4	不 更		共 和
3	簪 褭		娛 靈
2	上 造		保 林
1	公 士		良 使
			夜 者
		有秩斗食	上家人子
			中家人子

さらに賢良・方正の察举制度があり、秩比二千石以上の最高官僚層に察举されて、秩四百石以下の下級官僚層が秩比六百石以上、秩千石以下の上級官僚層に昇進する。氏は、周到に「察举制度と爵制」なる節を設けて、二十等爵制と官位秩祿とを対比した表を作成して両者の関連を明らかにしておられる。いまその表を借りて左に録す。

福井氏によると、官位と爵位との結合がもっとも明確になっているのは、秩六百石と爵五大夫（官爵の最下級）との関係である。それゆえ氏はこの両者の関係を重視し、一項を設けて詳述されている。五大夫の一級下の公乗は民爵の最高位である。この両者の間には越えがたい深い溝があるかのように感じられましょう。しかし、これは乗り越えることの絶対できない線ではなく、察挙によって官爵への道が開けていたことは、前述のように、福井氏自身が考証されているとおりである。

また、民爵という呼称から公乗以下の有爵者が官位につけないという誤解が生まれているようであるが、すでに前掲の福井氏の示された表のように、民爵を有して官吏となっているのが実情であった。

そのことは、百官公卿表に地方政治制度を述べて、

県令長、皆秦官。掌治其県。万户以上為令。秩千石至六百石。減万户為長。秩五百石至三百石。皆有丞尉。秩四百石至二百石、是為長吏。百石以下、有斗食佐史之秩。是為少吏。

とあり、県の規模が万户以下であれば、三百石以上五百

石以下で採用される県知事もあったわけで、秩六百石すなわち爵五大夫にならなければ官吏になれなかったというわけではない。長吏はもちろんのこと、たとえ少吏とよばれる下級官吏にしても有爵者であってはじめて得られた地位であったと考えられる。

百官公卿表に右掲の文に続いて

大率十里一亭。亭有長。十亭一郷。郷有三老・有秩・嗇夫・游徼。三老掌教化。嗇夫職聽訟收賦稅。游徼徼循盜賊。

とある。

漢代の地方政治については、つとに宮崎市定氏に論及がある。氏は、「漢代には三老が一般に尊敬されたるは周知の事実で、漢末赤眉の賊はその衆を部分するに一嘗万人の長を三老と称せしめた。蓋し一般無智の下民には六ヶ敷い朝廷の官職よりも郷里の三老の方が遙かに有難いものであったのである。」と述べ、三老と並ぶ有秩・嗇夫については、「有秩は郡に、嗇夫は県に任命されるが、恐らく郷人の意向を参酌して決定されたりしなる可

く、必ずしも投票選挙は存在せざるも、郷有力者の談合協議が郷の輿論を反映して意見の具陳が行われたことであろう」と推測しておられる。

氏のように郡、県に任命される官吏の任用について郷人の意見が反映したとみる見方は非常に興味深く、かの女子百戸に牛酒を給し、しかるのち、五日間の群飲を許したというが、この期間に話し合いを行い意見を集約していたことと想像される。

少し横道にそれだが、私の言わんとする所は、要するに、民爵を有した者は、下級官吏になる機会、あるいはそれを選ぶときにある程度の意見を述べる機会を与えられたということにある。

私は、かつて「爵賦制国家（古代国家）においては、民爵を所持することは、すなわち、支配階級の側に所属することであった。それ故、爵を所有することは、この古代国家⁽¹⁾にあつては、何よりも望ましいことであつた。」と述べた。今回述べて来たこともこの結論と合致する。

六 おわりに

前節の末尾に述べたことが本稿の結論であるといえる。

里共同体の一員であることによって、はじめて賜爵の対象となることが可能となり、里共同体の存立の基礎である共有の耕地の一部を保有することが可能となり、ついには、下級官吏となる権利（任官権）を得ることもできるといふわけである。

こういう結果であれば、だれしも爵を欲するのは当然であろう。しかし、問題はこれで解決したのではない。里共同体の成員同士の関係を和気あいあいとした状態と解するか、あるいは、父老層と子弟層の対立した緊張した関係と解するか、立場によってまちまちである。本稿では、そのような分析、考察には立ち入っていない。今後の課題としたい。

註

- (1) 追手門学院大学文学部東洋文化学科、一九九七。
- (2) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造——二十等爵制の研究——』東京大学出版会、一九六一。以下、いちいちこの高著に言及することを避けさせていただく。
- (3) 庾峻の言上に

秦塞斯路、利出一官。唯有処士之名、而無爵列于朝者。商君謂之六蠲、韓非謂之五蠹。時不知德、唯爵是聞。故園閭以乘侮其鄉人、郎中以上爵傲其父兄。

とある。

(4) 富谷至「秦漢二十等爵制と刑罰の減免」京大人文研『前近代中国の刑罰』一九五六所収。のち同氏『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八所収。

(5) 守屋美都雄「漢代爵制の源流として見たる商鞅爵制の研究」東方学報京都二七、同氏『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八所収。

(6) この文の「功賞相長也」を私はかつて「功賞をもって人民相互間に君長たらしめた」と解したが（「商鞅の轍田について」『東方学』四六、一九七三）、今回、守屋氏に従って、「功と賞とは相に長ず」とよみ、商鞅以来の秦の功と賞との並行関係をいったものであると解したい。

(7) 私は阡陌を大道であると考証し首唱したが、それで能事おわれりとしたのではない。未だ明証を得ないが、一里百家の耕地を区画する境界であることも述べておいた（「阡陌の研究」、『東方学』三八、一九六九）。

(8) 『漢書』武帝紀天漢四年の条の七科誦の注に

張晏曰。吏有罪一、亡人二、贅婿三、賈人四、故有市籍者五、父母有市籍六、大父母有市籍七、凡七科也とある。西嶋氏は贅婿を「債務奴隸」と解しておられるが、入り婿（婿養子）とするべきではなからうか。

(9) 福井重雅『漢代官吏登用制度の研究』創文社、一九八八。

宮崎市定氏は、「前後四百年に亘る官吏登用制度を確実なる史料に基き、実証的に整理し、理解した上で、体系的に構成した好著である」と高く評価しておられる『創文』二九九、一九八九。（宮崎全集23隨筆集所収）。

(10) 宮崎市定「読史劄記」三 漢代の郷制（『史林』二一一一、一九三六。同全集17中国文明 所収）。

(11) 拙稿「漢代における国家財政について」（『史林』六九一三、一九八六。拙著『中国古代国家論集』精興社、一九九〇所収）。